



平成 24 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 豊田 皓  
(コード：4676、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 飯島 一暢  
(TEL. (03) 3570-8000)

会 社 名 株式会社フジ・メディア・サービス  
代表者名 代表取締役社長 太田 英昭

**株式会社フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社である  
株式会社フジ・メディア・サービスによる株式会社サンケイビル株券等に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下、「フジ・メディア・ホールディングス」といいます。）及び 100%子会社である株式会社フジ・メディア・サービス（以下、「フジ・メディア・サービス」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の各社取締役会において、フジ・メディア・サービスが、株式会社サンケイビル（コード番号 8809、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部、以下、「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の全てを公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、公開買付者は、当該公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、買付予定数の上限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

## 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者であるフジ・メディア・サービスは、フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社です。本日現在、フジ・メディア・ホールディングスは、対象者普通株式 20,394,000 株（対象者が平成 23 年 11 月 11 日に提出した第 85 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（68,323,613 株）に占める割合（以下、「株式所有割合」といいます。）にして 29.85%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。)) を所有しております。

この度、公開買付者は、本日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「② 新株予約権」で定義しております。以下同じです。）の全てを取得することを目的として公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施のうえ、本公開買付けにおいて、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続き（以下、「本非公開化手続き」といいます。）を実施するにあたっての基準となる株式数（以下、「基準株式数」といい、下記（注）において定義します。）以上の応募があることを条件に、対象者を公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスのみを株主とする完全子会社（以下、「フジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社」といいます。）にする取引（以下、「本取引」といいます。）を実施することを決議いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、買付予定数の上限も設

定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングス以外の対象者の株主及び新株予約権者（以下、「一般株主等」といいます。）の皆様を尊重することを目的として、上記基準株式数を設定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式数（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、本非公開化手続きにより、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを予定しております。このように、公開買付者は、対象者の一般株主等の皆様を尊重した基準株式数の設定を行うことで、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本非公開化手続きは実施しないこととしており、その場合対象者は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

対象者によって公表された平成24年1月19日付「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、フジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断したとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）は、対象者株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。これを踏まえ、本日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合。）を所有する株式会社産業経済新聞社（以下、「産経新聞社」といいます。）の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。

（注）「基準株式数」とは、本公開買付けにおける買付予定数である44,364,301株（下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付予定の株券等の数」の（注4）において定義します。）の3分の2に相当する株式数（1株未満は切り上げ。）である29,576,201株をいいます。なお、当該基準株式数に、フジ・メディア・ホールディングスの所有する対象者の普通株式数（20,394,000株）を加えた合計株式数（49,970,201株）に係る議決権の数（499,702個）の、総株主等の議決権の数に占める割合は、77.16%となります。（計算においては、下記「2. 買付け等の概要」の「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」の（注2）に記載の、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母とした議決権数である647,583個を分母としております。）

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の親会社であるフジ・メディア・ホールディングスは、放送法に基づき総務大臣の認定を受けた認定放送持株会社であり、放送事業を営む株式会社フジテレビジョン（以下、「フジテレビ」といいます。）及び株式会社ニッポン放送、制作事業を営む株式会社共同テレビジョン、映像音楽事業を営む株式会社ポニーキャニオン、通信販売事業を営む株式会社ディノス及び株式会社セシール、並びに広告事業を営む株式会社クオラス等を主たる子会社としております。さらに、フジ・メディア・ホールディングスは、認定放送持株会社の特性を活かし、国内外から高く評価される我が国を代表する「メディア・コングロマリット」を目指すという長期的なグループ経営ビジョンを達成するため、グループ全体の企業価値向上に向けて努力しております。

具体的には、フジ・メディア・ホールディングスグループとして企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築、グループ全体での効率的な設備投資や費用節減を徹底し、厳しい経済環境下でも十分かつ安定的な利益を確保すべく、企業体質の強化を図っております。その一環として、フジ・メディア・ホールディングスグループは、グループ内で分散していた経営資源の集約を図り、経営体制を整備することで、意思決定の機動性を一層高めるべく、平成 23 年 4 月にフジ・メディア・ホールディングスが株式会社ビーエスフジの完全子会社化を実施するなど、様々な施策の検討を進めてまいりました。

一方、対象者は昭和 26 年にビルディングの賃貸事業を開始して以来、東京・大阪に有力な物件を開発・所有し業容を拡大してきました。株式市場においても昭和 36 年 10 月に大阪証券取引所へ上場したことを皮切りに、業容の拡大と共に、市場を移し、昭和 62 年 9 月には、東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に指定されております。

また、何れも旗艦ビルとなっている東京サンケイビルを平成 12 年 9 月に、ブリーゼタワーを平成 20 年 7 月に竣工しており、コア事業であるビル賃貸事業の大幅強化を図る一方で、近年ではルフォンプラントで展開する住宅事業への進出、ビル事業での商業施設展開等、事業領域を広げてきました。

現在は「時代の先をとらえた価値提案で、都市生活者の「夢」を創造する。」を開発型経営の基本方針に据え、サンケイビルグループとして、子会社 12 社及び関連会社 1 社で構成され、ビル事業、資産開発事業、住宅事業、飲食事業、建築内装事業、ビルメンテナンス事業等を主に営んでおります。さらに本年から市場成長が見込まれるシニア事業へと進出し、既存事業の経営資源を活用し、エンドユーザー向けビジネスの拡大を進めております。

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築やグループ全体での効率性向上に関する様々な検討を行いました。その結果、対象者が既存事業を継続しつつ、さらにフジ・メディア・ホールディングスグループと対象者とが、ブランド価値の向上を図りながら一体となって事業展開を行うことで、対象者が有する土地、建物及びそれらの運営ノウハウ等及び顧客ネットワークと、フジ・メディア・ホールディングスグループが有する資産・顧客ネットワーク等を融合させ、対象者の潜在的な収益力を顕在化させることが可能であると考えに至りました。

これを受け、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、対象者に対し、平成 23 年 9 月頃、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを提案し、その後複数回に渡り協議を重ねました。

その結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、対象者を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要が

あり、そのためには、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。

すなわち、公開買付者としては、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることで、現在はフジ・メディア・ホールディングスの持分法適用会社である対象者を、名実ともにフジ・メディア・ホールディングスグループ企業と明確に位置付け、安定した対象者の収益をグループの連結業績へ寄与させるとともに、事業戦略上の迅速かつ一体性をもった意思決定システムの構築、グループ内での効果的な経営資源の投入、グループ内シナジー効果の追求、上場維持コストの低減等を実現し、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の安定的な成長と企業価値の増大に繋げていきたいと考えております。

対象者にとっても、これまで独自に培ってきた不動産事業のノウハウを、フジ・メディア・ホールディングスグループ各社が保有する各種不動産の管理業務へ積極的に活用し、グループ全体の不動産管理コストの削減や、保有する土地の高度利用等を図ることで、フジ・メディア・ホールディングスグループにおける唯一の不動産事業者としての役割を果たし、引いては自らの事業基盤の拡大へ繋がると考えております。例えば、フジ・メディア・ホールディングスグループの本拠地である東京都港区台場周辺は、東京を代表する観光地となっておりますが、当該地域の振興と活性化を続けるためには、更なる設備・機能の拡大拡充が不可欠であると考えております。具体的には、グループの中核企業であるフジテレビがイベントプロデューサーを務め平成 24 年 4 月にグランドオープンを迎える東京臨海副都心地区の複合施設「ダイバーシティ東京」の開発に対象者は既に参加しております。さらに、フジテレビは、政府が新成長戦略の柱と位置づける総合特別区域制度の「国際戦略総合特区」として「東京 DAIBA・MICE/IR 国際観光戦略総合特別区域」の指定申請提案を行ない、このたび同提案を含む東京都のアジアヘッドクォーター特区がその指定を受けております。このようにフジ・メディア・ホールディングスグループとして一体となった開発に対象者が主体的に関与することで、大きな相乗効果がもたらされると考えております。

加えて、平成 24 年 1 月には、競合各社がしのぎを削る厳しい競争を勝ち抜いていくためには、フジ・メディア・ホールディングスグループという大きな傘の下でその信用力や資金調達力を活用することが対象者の企業価値向上のための最善の選択肢であると考えております。

上記を踏まえ、公開買付者は、平成 24 年 1 月 19 日、本取引の一環として対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とした公開買付けを実施し、基準株式数以上の応募がなされることを条件に本非公開化手続きを実行のうえ、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを決定いたしました。

## ② 本公開買付け後の経営方針

上記①記載のとおり、フジ・メディア・ホールディングスグループとしての更なる企業価値向上を達成するために、公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できない場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、本非公開化手続きの実行を対象者に要請し、かかる本非公開化手続きを経て、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを予定しております。

現在、対象者の社外取締役 2 名及び社外監査役 1 名は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの取締役を兼任しております。本公開買付け後、本非公開化手続きを経て、グループ一体となった体制のもとで対象者の事業運営を図ることを予定しておりますが、具体的な経営体制については未定です。

なお、対象者が公表した平成 24 年 1 月 19 日付「平成 24 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ基準株式数以上

の応募がなされることを条件に、平成 24 年 3 月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスが対象者普通株式を 20,394,000 株（株式所有割合にして 29.85%）所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 19 日付で大和証券キャピタル・マーケッツから株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケッツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。大和証券キャピタル・マーケッツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケッツは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成 24 年 1 月 19 日に大和証券キャピタル・マーケッツより株式価値の算定結果の報告を受けております。

大和証券キャピタル・マーケッツが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成 24 年 1 月 18 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 1 ヶ月間の終値平均株価 298 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去 3 ヶ月間の終値平均株価 310 円及び過去 6 ヶ月間の終値平均株価 351 円を基に 298 円～351 円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に 358 円～513 円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に 551 円～808 円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケッツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去 3 年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、本日、最終的に本公開買付価格を 740 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格 740 円は、本日の前営業日である平成 24 年 1 月 18 日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（292 円）に約 153.42%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（298 円）に約 148.32%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 10 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（310 円）に約 138.71%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 7 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（351 円）に約 110.83%のプレミアムを加えた額に相当します。

(ii) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の

子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者は、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しております。

本新株予約権は、本日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。

#### ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者が、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、提示した買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、野村證券より、対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を平成24年1月19日に取得しました（なお、対象者は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成24年1月18日の対象者の東京証券取引所株価終値（292円）並びに平成24年1月18日を基準日とした対象者の東京証券取引所株価終値の直近5営業日平均（293円）、1ヶ月平均（298円）、3ヶ月平均（310円）及び6ヶ月平均（351円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を292円から351円までと算定しています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を469円から943円までと算定しています。最後に、DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を670円から1,514円までと算定しています。

なお、野村證券がDCF法の前提とした対象者の利益計画については、平成22年5月14日公表のサントリーグループ中期経営計画を基礎とした利益水準を見込んでおります。

また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していません。

#### ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤 見富法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

#### ④ 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成23年12月5日、

公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立した外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社GTM総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会を設置いたしました。対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが相当か、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件が対象者の株主及び新株予約権者にとって妥当かつこれらに対して合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することが相当か、(c)本取引における手続きは公正か、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。第三者委員会は、平成23年12月7日より平成24年1月19日まで合計8回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上対象者へ提案した内容、本取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、野村證券が対象者に対して提出した対象者算定書のドラフトを参考にするとともに、野村證券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、(a)本取引によって対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付価格は、①野村證券の対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものであることなどを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を勘案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと結論づけた上で、平成24年1月19日付で、対象者取締役会に対して、その旨の答申書（以下「本件答申書」といいます。）を提出しました。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者又はフジ・メディア・ホールディングスが対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び有価証券上場規程施行規則第3条の2、並びに、大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。）に該当し、本非公開化手続きが支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、野村證券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で、対象者取締役会は、野村證券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協

議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、①対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権 1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役 8名（うち社外取締役 2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役 2名（うち社外監査役 1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが 40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成 23 年 6 月 29 日に提出した第 70 期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておりません。

#### ⑥ 本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、以下に述べる方法により、本非公開化手続きを実



施します。

具体的には、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされた場合、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全部の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することに係る議案を、平成 24 年 6 月開催予定の対象者の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に上程すること、並びに上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を本株主総会と同日に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、本株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、対象者は、対象者の株主が公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスのみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。当該 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本公開買付けは、本株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。

上記各手続は、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者の普通株式の所有状況及び公開買付者以外の者による対象者の普通株式や新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスを除く対象者の株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本非公開化手続きの具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表する予定です。

また、本非公開化手続きの実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は本非公開化手続きの実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本非公開化手続きは実施されず、対象者は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした取引を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスとの間で、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者普通株式 20,394,000 株（株式所有割合にして 29.85%）について本公開買付けに応募しないことを合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社サンケイビル	
② 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日 辛 秀行	
④ 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の賃貸事業</li> <li>・不動産の取引事業</li> <li>・土木、建築工事の設計、管理及び請負</li> <li>・不動産の管理及び鑑定業</li> <li>・有料老人ホーム等の経営、企画、運営及び介護サービス事業</li> <li>・演劇、映画等各種イベントの企画、実施並びに貸会場の経営</li> <li>・飲食店の経営</li> <li>・総合リース業及び美術品の売買並びに美術品の仲介斡旋</li> <li>・特定目的会社、特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理 他</li> </ul>	
⑤ 資 本 金	14,120百万円(平成23年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和26年6月11日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年9月30日現在)	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	29.85%
	株式会社産業経済新聞社	11.08%
	ジェビー・モルガン・チェース・バンク 385093	4.24%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.74%
	株式会社みずほコーポレート銀行	2.92%
	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー 505019	2.44%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.16%
	ビー・エス・ピー・パリア・セック・サービス・ルクセンブルグ・ジャステック	
	アパティオン・グローバル・クライアント・アセツ	2.10%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.53%

	株式会社三井住友銀行	1.50%
⑧ 公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスと対象者の関係		
資 本 関 係	フジ・メディア・ホールディングスは、対象者の普通株式を 20,394,000 株 (株式保有割合 29.85%) 保有しております。	
人 的 関 係	フジ・メディア・ホールディングスの取締役 3 名が対象者の非常勤取締役又は非常勤監査役として就任しており、経営体制及び経営監視機能の強化を図る役割を果たしております。	
取 引 関 係	フジ・メディア・ホールディングスは、対象者に対して土地を賃貸しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、フジ・メディア・ホールディングスの持分法適用関連会社に該当します。また、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社に該当します。	

## (2) 日程等

### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 24 年 1 月 19 日 (木曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 24 年 1 月 20 日 (金曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 24 年 1 月 20 日 (金曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 1 月 20 日 (金曜日) から平成 24 年 3 月 1 日 (木曜日) まで (30 営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 740 円

② 新株予約権

平成 16 年 6 月 29 日開催の対象者定時株主総会及び平成 16 年 11 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (「本新株予約権」といいます。)

1 個につき金 101,000 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

#### (i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 19 日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました (なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) は取得しておりません。)。大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットツは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類

似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成24年1月19日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価298円、過去3ヶ月間の終値平均株価310円及び過去6ヶ月間の終値平均株価351円を基に298円～351円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に358円～513円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に551円～808円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去3年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、本日、最終的に本公開買付け価格を740円に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格740円は、本日の前営業日である平成24年1月18日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値(292円)に約153.42%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年12月19日から平成24年1月18日まで)の終値単純平均(298円)に約148.32%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年10月19日から平成24年1月18日まで)の終値単純平均(310円)に約138.71%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年7月19日から平成24年1月18日まで)の終値単純平均(351円)に約110.83%のプレミアムを加えた額に相当します。

#### (ii) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者によれば、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しているとのことです。

本新株予約権は、本日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。

## ② 算定の経緯

### (本公開買付け価格の決定に至る経緯)

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を向上させるため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築やグループ全体での効率性向上に関する様々な検討を行いました。その結果、対象者が既存事業を継続しつつ、さらにフジ・メディア・ホールディングスグループと対象者とが、ブランド価値の向上を図りながら一体となって事業展開を行うことで、対象者が有する土地、建物及びそれらの運営ノウハウ等及び顧客ネットワークと、フジ・メディア・ホールディングスグループが有する資産・顧客ネットワーク等を融合させ、対象者の潜在的な収益力を顕在化させることが可能であると考えに至りました。

これを受け、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、対象者に対し、平成23年9月頃、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを提案し、その後複数回に渡り協議を重ねました。

その結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、対象者を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、対象者がフジ・メディ

ア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があり、そのためには、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。

上記を踏まえ、公開買付者は、平成 24 年 1 月 19 日、本取引の一環として対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とした公開買付けを実施し、基準株式数以上の応募がなされることを条件に本非公開化手続きを実行のうえ、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

#### (i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 19 日付で大和証券キャピタル・マーケッツから株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケッツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券キャピタル・マーケッツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケッツは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成 24 年 1 月 19 日に大和証券キャピタル・マーケッツより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケッツが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成 24 年 1 月 18 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 1 ヶ月間の終値平均株価 298 円、過去 3 ヶ月間の終値平均株価 310 円及び過去 6 ヶ月間の終値平均株価 351 円を基に 298 円～351 円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に 358 円～513 円、DCF 法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に 551 円～808 円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケッツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去 3 年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、本日、最終的に本公開買付価格を 740 円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格 740 円は、本日の前営業日である平成 24 年 1 月 18 日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（292 円）に約 153.42%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（298 円）に約 148.32%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 10 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（310 円）に約 138.71%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 7 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値単純平均（351 円）に約 110.83%のプレミアムを加えた額に相当します。

#### (ii) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者によれば、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しているとのことです。

本新株予約権は、本日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式 1 株当たりの

行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である 740 円と本新株予約権の対象者の普通株式 1 株当たりの行使価額 639 円との差額である 101 円に当該新株予約権 1 個の目的となる普通株式の数である 1,000 を乗じた金額である 101,000 円と決定いたしました。

(利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスが対象者普通株式を 20,394,000 株（株式所有割合にして 29.85%）所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 19 日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました。（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上提示した買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、野村證券より、対象者算定書を平成 24 年 1 月 19 日に取得しました（なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成 24 年 1 月 18 日の対象者の東京証券取引所株価終値（292 円）並びに平成 24 年 1 月 18 日を基準日とした対象者の東京証券取引所株価終値の直近 5 営業日平均（293 円）、1 ヶ月平均（298 円）、3 ヶ月平均（310 円）及び 6 ヶ月平均（351 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 292 円から 351 円までと算定しています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 469 円から 943 円までと算定しています。最後に、DCF 法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 670 円から 1,514 円までと算定しています。

なお、野村證券が DCF 法の前提とした対象者の利益計画については、平成 22 年 5 月 14 日公表のサンケイビルグループ中期経営計画を基礎とした利益水準を見込んでおります。

また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤 見富法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

#### (iv) 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成 23 年 12 月 5 日、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立した外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社GTM総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会を設置いたしました。対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが相当か、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件が対象者の株主及び新株予約権者にとって妥当かつこれらに対して合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することが相当か、(c)本取引における手続きは公正か、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。第三者委員会は、平成 23 年 12 月 7 日より平成 24 年 1 月 19 日まで合計 8 回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上対象者へ提案した内容、本取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、野村證券が対象者に対して提出した対象者算定書のドラフトを参考にするとともに、野村證券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、(a)本取引によって対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付価格は、①野村證券の対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものであることなどを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を勘案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと結論づけた上で、平成 24 年 1 月 19 日付で、

対象者取締役会に対して、本件答申書を提出しました。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者又はフジ・メディア・ホールディングスが対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び有価証券上場規程施行規則第3条の2、並びに、大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。）に該当し、本非公開化手続きが支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、野村證券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で、対象者取締役会は、野村證券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、①対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も、対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておりません。

(vi) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるとこ



る、30 営業日としております。買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

### ③ 算定機関との関係

大和証券キャピタル・マーケットスは、公開買付者、フジ・メディア・ホールディングス及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,364,301 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数は、対象者が平成23年11月11日に提出した第85期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(68,323,613株)に、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(3,926,312株)及び本公開買付けに応募する予定のないフジ・メディア・ホールディングスが所有する本日現在の対象者の普通株式数(20,394,000株)を控除し、対象者が平成23年6月30日に提出した第84期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権(なお、権利行使期間が満了し消滅している、平成14年6月27日開催の対象者定時株主総会決議に基づき発行された新株予約権については、本新株予約権には含まれません。また、平成23年9月30日までに権利が消滅した本新株予約権28個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(361,000株、以下、「本新株予約権行使可能対象株式数」といいます。)を加えた株式数(44,364,301株)になります。なお、対象者によれば、平成23年9月30日までに、本新株予約権は28個消滅しており、同年9月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数は361,000株とのことです。

(注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	203,940 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.49%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	443,643 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	643,227 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成23年11月11日提出の第85期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(68,323,613株)から、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(3,926,312株)を控除した株式数(64,397,301株)に係る議決権の数(643,973個)に、本新株予約権行使可能対象株式数(361,000株)に係る議決権の数(3,610個)を加えて、分母を647,583個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(小規模所有者)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(7) 買付代金 32,830 百万円

(注) 買付予定数(44,364,301株)に1株当たりの本公開買付価格(740円)を乗じた価格を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成24年3月8日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付け代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付け応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付け者は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付け開始公告日

平成24年1月20日（金曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
なお、公開買付け代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによるフジ・メディア・ホールディングスの今期業績予想への影響は現在精査中です。今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によって公表された平成24年1月19日付「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、野村証券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で、対象者取締役会は、野村証券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効と判断いたしました。また、本公開買付け価格は、①対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付け価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付け価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査

役1名)が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合。）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。

## (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成24年1月19日に「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ基準株数以上の応募がなされることを条件に、平成24年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

以上

### <参考>

フジ・メディア・ホールディングスの当期連結業績予想（平成23年10月31日公表分）及び前期連結実績  
(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年3月期)	579,900	28,800	30,900	16,800
前期実績 (平成23年3月期)	589,671	26,351	29,460	10,002

### <その他の注意事項>

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項、同4項及び金融商品取引法施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、フジ・メディア・ホールディングス及び公開買付者は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

このプレスリリースは、公開買付者による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧頂いた

上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けにおいては、非米国企業間の取引が行われます。本公開買付けは、米国における開示要件とは異なる米国外の開示要件に基づいて実施されます。このプレスリリースに含まれる財務情報は、非米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表から抜粋されたものであり、米国企業の財務諸表と同等の内容とは限りません。発行体は米国外に本拠地を有しており、その役員の一部又は全ては米国外居住者であるため、米国の証券関連法を根拠とする権利の主張や請求が困難となる可能性があります。また、非米国企業又はその役員に対して、米国外の裁判所において米国の証券関連法の違反を根拠として法的手続を開始できない場合があります。更に、非米国企業並びに当該企業の子会社及び関連会社に米国の裁判所の判決を執行することが困難である可能性があります。

このプレスリリースは、フジ・メディア・ホールディングス、公開買付者及び対象者の見通し、目標、計画、戦略などの将来に関する記述が含まれております。これらの将来に関する記述は、フジ・メディア・ホールディングス、公開買付者及び対象者が現在入手している情報に基づく判断及び仮定に基づいており、判断や仮定に内在する不確実性及び今後の事業運営や内外の状況変化等による変動可能性に照らし、将来におけるフジ・メディア・ホールディングス、公開買付者及び対象者の実際の業績又は展開と大きく異なる可能性があります。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、このプレスリリースに述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(i) 公開買付者及び対象者が本公開買付けの条件に関し、一部あるいは完全に合意できないこと、(ii) 本取引に関して必要な株主の承認が得られないことその他何らかの理由により本取引が実施できない可能性、(iii) 本公開買付けに関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響、(iv) 事業戦略を実行する上での課題、(v) 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響、(vi) 本公開買付けで予想される利益の実現が困難になること、(vii) 本公開買付けの完了に関するその他のリスクが含まれますが、これらに限定されるものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表をご参照下さい。